

保存版

令和4年度



【別冊】保健だより

この“【別冊】保健だより”は、本校の学校保健についての御理解と御協力をいただくためのものです。

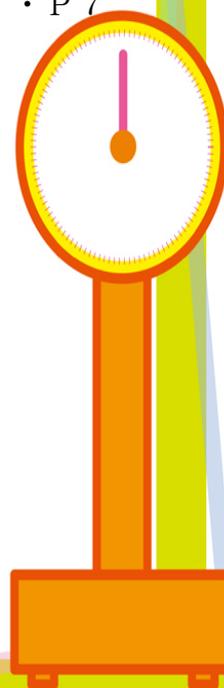
お子様が、学校生活を健康で安全に過ごせるように、御家庭と学校とで連携をとりながらすすめてまいりたいと思っております。

《内容》

- 1 健康な生活習慣をこころがけましょう・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 登校前の健康観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 健康診断・健康相談について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 学校で行う応急処置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付金制度について P 2
- 6 ブルーファイルについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 7 学校感染症と出席停止について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 8 学校での服薬に関して・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 9 医療との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
～「主治医の意見書」及び「学校生活管理指導表」について～
- 10 医療的ケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

☆添付書類 「学校感染症による登校許可届」

東京都立白鷺特別支援学校



1 健康な生活習慣をこころがけましょう

- (1) 睡眠は、規則正しくしっかりととりましょう。
- (2) 食生活をととのえましょう。
- (3) 清潔をこころがけましょう。
 - ・手洗い、うがいの習慣を身につけましょう。
 - ・入浴、爪切り、耳そうじをしていつも清潔を保ちましょう。

早寝・早起き・朝ごはん

2 登校前の健康観察 ※宿泊の期間は書式が変わります。

- ・体温・体調を確認し、「検温チェックカード」へ記入し登校時に持参してください。
- *てんかん発作があったときは、様子を学校にお知らせください。

3 健康診断・健康相談について

- ・健康診断で所見があった場合は、文書で御家庭に通知します。できるだけ早めに医療機関を受診しましょう。
- ・眼科・耳鼻咽喉科・内科に関しては水泳指導が始まる前までに、歯科についても早めに受診するようにしましょう。受診後は、学校へ報告書を御提出ください。
- ・健康診断結果で異常がない方については、定期健康診断終了後（例年は、1学期末）に「健康カード」にてお知らせいたします。
- ・色覚検査を希望の生徒に個別に実施いたします。御希望の方は担任を通じて、4月中に保健室に御連絡ください。
- ・平成28年度（2016年）から学校保健安全法施行規則の改正により、座高・寄生虫卵検査は廃止になりました。

(1) 身体測定・体重測定について

- ・身体測定（身長・体重測定）を学期に1回実施しています。（4月・9月・1月）
- ・体重測定を毎月（5月・6月を除く）実施しています。
- ・測定結果は、原則測定の翌日までに配布します。

(2) 健康相談について・・・相談日：月1回（火曜日）

- ・ケース相談：お子さまの障害、病気、発育、情緒、その他御心配なことを相談します。
- ※相談を御希望される方は、担任まで御連絡ください。

(3) 整形リハビリ相談について・・・相談日：年1回予定

- ・お子さまの姿勢や、歩行、その他、肢体（手や足）の機能面・運動面で気になることについて相談します。

※対象：1年生の希望者及び継続の生徒

相談を希望される方は、担任まで御連絡ください。

(4) 眼科精密検査・・・検査日：年1回 ※対象：1年生の希望者

- ・眼底検査、眼圧検査、屈折検査を行います。

(5) 学校医の先生

| 専門科 | 名 前 | 病院名 |
|-----|---------------------------|-------------------------------------|
| 内 科 | たかはし かず お 高橋 和男 Dr. | さんかくしんりょうじょ 三角診療所 |
| 歯 科 | たなか ひろき 田中 宏樹 Dr. | にし か さい いのうえがん かびょういん 西葛西・井上眼科病院 |
| 眼 科 | もと や しげる 本谷 繁 Dr. | じ びいんこう か モトヤ耳鼻咽喉科 |
| 耳鼻科 | すずき かつまさ 鈴木 克政 Dr. | すずき し か いいん 鈴木歯科医院 |
| 精神科 | むらかみ けん 村上 健 Dr. | むらかみ いいん 村上医院 |
| 薬剤師 | の ぎき きょう こせんせい 野崎 京子先生 | むらかみ いいん 村上医院 |

4 学校で行う応急処置等について

- (1) 学校管理下で発生したケガなどについては応急処置をしています。
学校以外で発生したケガは、継続の処置はいたしかねます。御家庭や医療機関等でお願
いいたします。
- (2) 病気やケガなどで学校生活を続けるのが難しいと判断した場合は、御家庭へ連絡しお迎
えをお願いしています。なお、保健室で休養する場合は原則1時間程度としています。
- (3) 発熱時のお迎えの依頼については、熱の値だけではなく、平熱との比較や活気や食欲な
ど全身状態等から総合的に判断しています。また、発熱やおう吐等がある場合はお子様
の安全と他のお子様への感染を考慮し、スクールバスへの乗車ができません。
お迎えをお願いいたします。
- (4) 緊急時など、医療的対応が必要と思われる場合には保護者に連絡後、対応します。しか
し、命に危険がある場合など保護者に連絡がとれる前に学校で救急車要請などの判断を
する時もありますので、予め御理解ください。
※緊急時用の連絡先（必ず連絡がつく電話番号）を記入していただき、変更がありました
ら学校までお知らせください。

5 独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害給付金制度について

学校管理下で傷病を負った場合、治癒までに要した総医療費が5,000円以上（医療保険
を利用した場合は3割負担の場合で1,500円以上）の場合、独立行政法人日本スポーツ振
興センターより災害給付金が支給されます。

給付の際には受診した病院や薬局で、給付金申請のために必要な書類を記入してもらいま
すので保健室までお知らせください。

6 ブルーファイルについて

保健室からの個人情報書類を、御家庭と往復する際には、ブルーファイルを使用します。
ブルーファイルで配布された個人情報書類は、必ずブルーファイルに入れて御提出ください。



7 学校感染症と出席停止について

学校保健安全法第12条で定められている「学校感染症」に罹患した場合は、出席停止となります。「学校感染症」と医師の診断ができましたら、学校へ連絡をお願いいたします。

※ 出席停止期間は他の人へ感染を起こす最低日数です。体調がよくなっても主治医より出席停止解除ができるまで静養しましょう。

※ 病気が治り、再登校する際には「学校感染症による登校許可届」に必要事項を保護者が記入し、登校時に学校に提出してください。

※ 「学校感染症による登校許可届」は、学校のホームページからダウンロードまたは添付の用紙を使用してください。（使用した場合は、再度配布します。）

「学校感染症による登校許可届」

保護者が記入し、登校時に持参してください。

| 学校感染症による登校許可届 | |
|------------------------|--|
| 東京都立白鷺特別支援学校長 殿 | |
| ____年 ____組 生徒氏名 _____ | |
| 病 名 | _____ |
| 発 症 日 | 令和 ____年 ____月 ____日 |
| 出席停止期間 | 令和 ____年 ____月 ____日から ____月 ____日まで < ____日間 > |
| 医療機関名 | _____ |
| 令和 ____年 ____月 ____日 | |
| 保護者名 | _____ 印 |

※出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止となります。

「〇〇した後△日…」とは：「〇〇」の日をゼロ日、翌日から1日目と数えます。
例えば…「解熱後2日を経過するまで」
月曜に解熱（0日目）→火曜（解熱後1日目）→水曜（解熱後2日目）→木曜から登校可能

主な学校感染症一覧

| | 病名 | 出席停止期間 | |
|-----|--|---|-----------|
| 第1種 | <ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・重症急性呼吸器症候群（SARS） ・南米出血熱 ・マールブルグ病 ・急性灰白髄炎（ポリオ） ・鳥インフルエンザ ＊他：新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 | <ul style="list-style-type: none"> ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘瘡 ・ペスト ・ラッサ熱 ・ジフテリア ・新型コロナウイルス感染症 | 完全に治癒するまで |

| | 病名 | 出席停止期間の基準 | おもな症状 | 潜伏期間 | 好発時期 |
|-----|-----------------|---|---|--------------|------|
| 第2種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで | 発熱、頭痛、全身倦怠感、鼻づまり、くしゃみ、痰など | 1～2日 最大7日 | 冬 |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間適正な抗菌薬治療が終了するまで | 咳症状回復までに約3ヶ月を要する。初期は軽い風邪症状が約2週間続き、中期は重い咳発作が2～3週間続き、その後回復するまで2～3週間かかる。 | 1～2週間 | 夏 |
| | 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで | 発熱、咳、鼻水等の風邪症状や結膜炎が2～4日続き、いったん解熱。発疹出現の1～2日前に口腔粘膜に白い斑点（コプリック斑）ができる。再度高熱が出現し発疹が出現する。 | 1～2週間 | 春～夏 |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで | 耳の下（耳下腺）が腫れ、痛みがでる。左右とも腫れるが、片側だけの場合もある。1週間前後で腫れはひく。発熱することもあるが、3～5日程度。 | 2～3週間 | 冬～春 |
| | 風しん（3日はしか） | 発疹が消失するまで | 微熱、頭痛、倦怠感、鼻水、咳、紅斑、頸部リンパ節腫脹が出現。 | 2～3週間 | 春～夏 |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで | 全身に丘疹（盛り上がった紅い発疹）が出現。発疹は、丘疹→水疱→膿疱→痂皮（かさぶた）に変化し治癒。 | 2～3週間 | 冬～春 |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで | 突然、高熱が4日～1週間続く。のどの腫れと結膜炎が出現。 | 1週間前後 | 夏～秋 |
| | 結核 | 病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで | 全身倦怠感、食欲不振、体重減少、微熱が長期間続き、咳や血痰が徐々に出現。 | 個々により様々 | なし |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | | 高熱、頭痛、項部硬直、傾眠、錯乱、昏睡が出現。 | 2～4日 | なし |

*第3種 その他の感染症

感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナなど。

「第3種その他の感染症」に罹患した場合の出席停止期間は、医療機関にて医師の指示にしたがってください。

8 学校での服薬に関して

(1) 服薬の種類と必要書類

| 薬の種類 | 使用目的 | 必要書類 |
|------|---|--|
| 常用薬 | 毎日飲んでいる薬【朝・昼・夜・寝る前】 | ① 主治医意見書→【主治医が記入】 ② お薬手帳またはお薬の説明書のコピー |
| 頓服薬 | 発作などの際に、緊急時に使用する薬 | |
| 災害時薬 | 非常災害時に備え保管しておく薬 | ① 連絡帳 →【保護者が記入】 ② お薬手帳またはお薬の説明書のコピー |
| 臨時薬 | 季節性や症状が現れた時のみ使用する薬 (点鼻薬・点眼薬・一時的な内服等) | |

***** 非常災害時用薬剤について *****

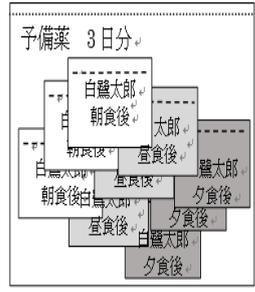
大規模災害時備え、要服薬の生徒の薬を3日分預かります。
校外での活動時（校外学習等）に非常災害時用薬剤として学校より持参します。

(2) 学校での服薬について

- ・必要書類の提出が完了次第、服薬開始。

(3) 薬を持参する方法

- ・当日1回分のみ持参します。
- ・1回分毎にまとめ、[名前・日にち・昼食後（時間等）]を明記してください。
- ・飲み終わった空き袋等は、飲んだ確認として持ち帰ります。

| 粉・錠剤 | 水薬（シロップ等） | 非常災害時用薬剤 |
|---|---|--|
|  <p>1年1組 白鷺太郎 〇月〇日 昼食後</p> |  <p>1年1組 白鷺太郎 〇月〇日 昼食後</p> |  <p>予備薬 3日分</p> <p>白鷺太郎 朝食後 昼食後 夕食後</p> |
| <p>1回分毎に分けて提出。</p> <p>チャック付きのビニール袋があると便利。</p> | <p>市販の携帯用容器に1回分毎に分けて提出。</p> | <p>1回分毎に分け、3日分を1つにまとめて提出。</p> |

※ 頓服薬（坐薬・不穏時薬など）の使用について

- ・頓服薬が必要な症状が出現した場合は、保護者へ一報し、管理職へ連絡後服用します。
- ・保護者への連絡が不通な場合は、緊急度により管理職の判断で使用する場合があります。

9 医療との連携について ～「主治医意見書」及び「学校生活管理指導表」について～



《主治医意見書について》

- ・授業や行事の参加等、健康上の配慮点を主治医より指示していただきます。
 - ・緊急時に病院搬送した際、服薬や検査結果等は搬送先の医師への重要書類となります。
- ※転院・主治医から指示を受けた場合、疾病状況や服薬の内容が大きく変わった場合などにも提出をお願いいたします。

《「学校生活管理指導表」について》

- ・心臓疾患・腎臓疾患、食物アレルギーのお子様には全国指定の用紙です。

(1) 提出対象：定期的に通院（服薬・検査等）しているお子様

(2) 1年に1度、記載内容を確認していただきます。

12月頃、「主治医意見書」及び「学校生活管理指導表」（心臓・腎臓用のみ）を返却します。診察の際に主治医へ御確認をお願いいたします。

※食物アレルギーの「学校生活管理指導表」については、文部科学省のアレルギー指針により「原則毎年提出が必要」となります。御理解と御協力をお願いいたします。

※文書料が発生する場合があります。御了承ください。

*健康面において変化があった場合の対応については以下のとおりです。

学校生活やプール、宿泊行事等での配慮や緊急時の対応を確認する必要がある時

健康面の変化があった

- (例)
- ・初めてのけいれん発作があった、久しぶりに発作があった、発作の様子が変わった場合
 - ・疾病や服薬の内容が大きく変わった、頓服や緊急時の与薬の必要性が出た
 - ・健康面、安全面で配慮や確認の必要性が生じたなど（術後、怪我なども含む）
 - ・学校医より指示があった など

主治医での診察・検査

- ・学校側で確認
- ・「主治医意見書」または、「学校生活管理指導表」(*)を提出する。
場合によっては学校医または主治医訪問をし、指導・助言をもらう。
(*)心臓疾患・腎臓疾患・食物アレルギー疾患の場合

緊急時の対応について指示がある場合
坐薬の挿肛、頓服の与薬など

非常災害時薬剤の<薬の保管票>を提出する。
保護者が、主治医に確認して記入する。

緊急時対応について、必要に応じ面談し確認する。

保護者と確認

薬を預かり、緊急時は「主治医意見書」どおりに対応する。

10 医療的ケアについて

平成30年度(2018年)より、医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する全ての特別支援学校において安全かつ適切な医療的ケアを実施できることになりました。対象の場合は、御相談ください。